

組織の種類	協業組合	協同組合	合併
1.根拠法律	中小企業団体の組織に関する法律(制定:昭和33年)	中小企業等協同組合法(制定:昭和24年)	会社法
2.目的	組合員の事業を統合し、得意な技術分野の相互補完、規模を適正化し共同の利益を増進する。	共同で事業を行うことにより、組合員の経営の近代化・合理化・経済活動機会を確保する。	企業合併で、得意な技術分野の相互補完とスケールメリットによる経営基盤の拡充を通じた企業体質の強化を図る。
3.説明	企業体質を強化するため、参加中小企業者4社以上が各企業を残したまま、従来から営んでいた事業の一部又は全部を統合することで、事業規模を適正化し生産性の向上を図る。 参加者の統合事業は、移行により廃止し事業はできなくなる。	直面している経営上の諸問題を解決するため、参加中小企業者4社以上が各企業を残したまま、組合で共同して事業を行い、各企業の経営の合理化を促進し、経済的地位の向上を図る。 事業は広範囲にわたり、組合への加入も自由。	企業体質を強化するため、参加中小企業者2社以上の会社が1つの会社になることで、事業規模を適正化し生産性の向上を図る。 (その形態には吸収合併と新設合併がある)
4.性格	人的・物的結合体	人的結合体	物的結合体
5.構成員との基本的関係	構成員事業の統合(協業)	組合事業利用	構成員事業の統合
6.法人格	あり	あり	あり
7.事業	組合員の事業の統合、関連事業、付帯事業	組合員の事業を支援する共同事業	定款に掲げる事業
8.設立要件	4社以上の事業者が参加	4社以上の小規模の事業者(下記の通り)が参加	—
9.組合員資格	小規模の事業者(下記の通り)、但し大企業も1/4以内でOK	地域内の商業・工業・鉱業・運送業・サービス業・その他の事業を行う小規模の事業者が参加	無制限
10.組合員の責任	出資額が限度(有限責任)	出資額が限度(有限責任)	出資額が限度(有限責任)
11.設立	行政庁の認可・登記	行政庁の認可・登記	定款の認証・設立登記
12.発起人数	4社以上	4社以上	2社以上
13.加入	総会の承諾が必要	自由	株式の譲受・増資割当て
14.任意脱退	総会又は理事会承認による持分譲渡	自由(官公需適格組合の場合1年前の予告)	株式譲渡による
15.1組合員の出資限度	50%(中小企業者でない者全員の出資総額は100分の50未満)	25%以下(一定の要件により35%まで緩和)	ない
16.出資金(持分)の譲渡性	承諾	承諾	原則自由
17.議決権・選挙権	平等(但し定款で定めれば出資比例の議決権も可)	平等(1人1票)	定款で別段の定めも可能
18.事業の員外利用限度	ない	原則として組合員利用分量の20/100まで	ない
19.員外役員制限	1.理事は定款に定めがないときは理事定数の3分の1以下 2.監事は全員員外可能	1.理事は理事定数の3分の1以下 2.監事は全員員外可能	ない
20.競業禁止	組合員全員と員外理事にあり	役員のみであり	役員のみであり
21.配当	定款に定める場合を除き出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	出資配当
22.認可行政庁	1.主たる事務所の所在地を管轄する県知事 2.2県以上事務所を有するときは・・・経産局長等	1.組合の地区が1県以内の場合・・・県知事又は組合員資格により運輸局等 2.2県以上・・・経産局長等 3.全国・・・所管大臣	—
23.組織変更	株式会社へ	1.協業組合へ 2.商工組合へ 3.株式会社へ	—